

平成28年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	H28.4.1 ~ H29.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立三光園
	所在地	山県市大桑3606
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2-1-1
	指定期間	H28.4.1 ~ H33.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H26	1,783
H27	1,729
H28	1,345

3 平成28年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	278,613
利用料金	277,011
指定管理料	0
そ の 他	1,602
支 出 計	238,963
人 件 費	173,982
施設管理費	14,951
そ の 他	50,030
差 引	39,650
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・リフトなどの使用による事故防止のためにも、職員の研修などの防止策を確実に行っていただきたい。	・リフト等福祉機器の導入にあたっては、利用者の恐怖心や職員の苦手意識が最大の障壁であるため、職員には実際に利用者を使用する前に繰り返しの練習を行った。利用者に対しては抵抗感や恐怖心を取り除くために一人ひとりに事前の説明を行い、使用時にもしっかりと声掛けを行いながら安全第一で使用している。
・危機管理に対しては従来の延長線上のまま。新しい事態に対処できない。新しい取り組みが必要。	・危機管理については、防災計画、大規模災害時の事業継続計画の他に防犯対策について取り組んだ。防犯グッズを導入し、防犯グッズの使用法も含めて職員に対する防犯研修を行った。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の受審結果の分析にあたっては利用者参加のもとにおこなっている。利用者参加は他ではまだあまり広まっておらず先進的な取り組みと言える。 ・利用者本位の個別支援計画が実践されるとき、職員のケアの統一化と標準化がなされているかのチェックに期待したい。 ・身体拘束解除に向けて取り組まれている。今後も引き続き取り組んでいただきたい。
設置目的の充足状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所延べ154人、日中一時支援延べ56人の受け入れである。地域のニーズの掘り起こしに力を注ぎ、地域に喜ばれるサービスを提供していることが分かる。 ・利用満足度としての利用者の日々の生活の姿が見えてこない。 ・福祉人材の養成と福祉教育への一層の協力をされたい。
公共性の確保の状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害への対策や防犯対策など危機管理に取り組んでいる。 ・施設の立地する地域性の中で、地域住民及び近隣施設との連携協力体制に努力している。 ・身体拘束の取り組みの結果、5人の利用者の固定ベルトを外したという成果が出た。さらに身体拘束の弊害を研修し、ゼロを目指していただきたい。
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の水準は適正と言える。 ・本来業務でも自主事業においても利用者確保に改善の余地がないか。広報のありかた、当事者団体や地域との関係構築、在宅障がい者へ焦点化した自主事業の強化など再検討が必要ではないか。
派生的効果	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの日常的な受け入れ等、地域との関係は良好と思われる。 ・施設を取り巻く環境は同じではないので、時代を先取した取り組みが必要。 ・各研修を実施し職員の資質向上を図り、人権に配慮した安心安全なサービス提供に務めたことは評価できる。

<評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の受審結果の分析に利用者が参加するなど、先進的な取り組みが行われている。 ・身体拘束解除への取り組みを実施し、改善に努めている。 ・利用者のニーズを把握し、受け入れに努めている。 ・地域における福祉施設として、地域住民や近隣施設との連携ができている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する